

宮崎県農業経営支援事業費補助金交付要綱

平成 28 年 4 月 1 日 制定
令和 8 年 4 月 1 日 最終改正
農政水産部農村振興局担い手農地対策課

(趣旨)

第 1 条 県は、農業の経営基盤の強化と農業の成長産業化に向けた取組を促進するため、予算で定めるところにより、別表に定める補助対象者に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第 2 条 前条の補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）及び補助事業者からこの補助金を財源の全部又は一部とする補助金の交付を受けて事業を行う者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県税に未納がないこと。
- (2) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者
- (3) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (4) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助額等)

第 3 条 第 1 条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助額等は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第 4 条 補助金の交付を申請しようとする者は、各事業主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りでない。

(経費の流用の禁止)

第 5 条 別表の事業名の欄に掲げる事業に係る経費の相互間の流用をしてはならない。

(申請書に添付すべき書類)

第 6 条 規則第 3 条第 1 号の事業計画書の様式は別記様式第 1 号、同条第 2 号の収支予算書の様式は別記様式第 2 号によるものとする。

2 規則第 3 条第 4 号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業主体が市町村の場合にあっては、当事業の実施に係る市町村の補助金の交付

に関する規程

- (2) 事業主体の規約又は定款（事業主体が市町村の場合を除く。）
- (3) 事業主体が補助事業（第3条の補助金の交付対象となる事業をいう。）により機械・施設（以下、「機械等」という。）を取得する場合にあっては、当該機械等のカタログ、見積書、当該機械等の管理に関する規程等
- (4) 市町村以外の者にあっては、第2条第1号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）（原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。）
- (5) 法人にあっては、第2条第2号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第3号）
- (6) 市町村以外の者にあっては、第2条第3号に係る誓約書（別記様式第4号）
- (7) その他知事が必要と認める書類

（補助条件）

第7条 規則第5条の規定による補助条件は次のとおりとする。

- (1) 補助事業（第1条の補助金の交付対象となる事業をいう。以下同じ。）により取得し、又は効用の増加した財産を処分した場合において収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならない。
- (2) この補助金に係る会計帳簿及びその証拠書類は、補助事業終了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に定める期間を経過するまで、保存すること。
- (3) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産を、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

（申請の取下げ）

第8条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

（軽微な変更の範囲）

第9条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、別表の重要な変更の欄に掲げる重要な変更以外の変更とする。

（事業計画の変更等の申請）

第10条 規則第10条第2項の規定により、事業計画の内容の変更について知事の指示を受けようとするときは、計画変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付方法）

第11条 この補助金は、精算払により交付する。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、概算払により交付する。

（実績報告）

第12条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書（別記様式第1号）
- (2) 収支精算書（別記様式第2号）

2 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、第4条ただし書に規定する事業主体に係る部分における当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場

合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

- 3 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が、第1項の実績報告を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした各事業主体にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、仕入れに係る消費税相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

（財産処分の制限）

第13条 規則第21条第1項ただし書の規定により知事の定める期間は、財産の種類に応じ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数の期間とし、同項第2号及び第3号の規定により知事の定める財産は、補助金の交付を受けて取得した機械及び器具で1件当たりの取得価格が50万円以上のものとする。

（書類の提出部数）

第14条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ2部（正本1部、副本1部）とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の予算に係る宮崎県農業経営支援事業費補助金から適用する。
- 2 宮崎県地域農業推進事業費補助金交付要綱（平成18年4月3日定め）は、廃止する。ただし、補助金交付の条件に係る規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年6月23日から施行し、平成28年度の予算に係る宮崎県農業経営支援事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度の予算に係る宮崎県農業経営支援事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度の予算に係る宮崎県農業経営支援事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度の予算に係る宮崎県農業経営支援事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月27日から施行し、令和元年度の予算に係る宮崎県農業経営支援事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月24日から施行し、令和2年度の予算に係る宮崎県農業経営支援事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行し、令和３年度の予算に係る宮崎県農業経営支援事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和３年７月１日から施行し、令和３年度の予算に係る宮崎県農業経営支援事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行し、令和４年度の予算に係る宮崎県農業経営支援事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和４年７月１日から施行し、令和４年度の予算に係る宮崎県農業経営支援事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行し、令和５年度の予算に係る宮崎県農業経営支援事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和５年７月１日から施行し、令和５年度の予算に係る宮崎県農業経営支援事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行し、令和６年度の予算に係る宮崎県農業経営支援事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行し、令和７年度の予算に係る宮崎県農業経営支援事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和７年５月20日から施行し、令和７年度の予算に係る宮崎県農業経営支援事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和８年４月１日から施行し、令和８年度の予算に係る宮崎県農業経営支援事業費補助金から適用する。

別表（第1条、第3条、第5条、第9条関係）

事業名	補助対象経費	補助額等	補助対象者	重要な変更	
				経費の配分の区分	事業の内容の変更
1 農地利用集積 推進対策事業	農業委員会等活動強化対策事業 農地利用集積推進対策事業実施要領（平成18年4月3日定め）に基づいて行う農業委員会等活動強化対策事業に要する経費	県定額	一般社団法人宮崎県農業 会議	農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第2条第5項に基づく法律補助として交付された補助金とそれ以外の経費の相互間における流用	事業の新 設又は廃止
2 新規就農相談 支援事業	新規就農希望者の掘り起こし及び就農に向けた研修事業等の推進に要する経費	県定額	公益社団法人宮崎県農業 振興公社		
3 農業法人等経営強化支援事業	1 人材ベストミックス体制構築支援事業 農業法人等経営強化支援事業実施要領（令和8年4月1日定め）に基づいて行う事業に要する経費 (1) 多様な人材の活用モデル確立事業 (2) 多様な農業人材活用推進事業	1／2以内	市町村、農業協同組合、 農業関係団体、協議会等 みやざき農業人材確保支援会議		1 事業の 新設又は 廃止 2 事業費 の3割を 超える増 減又は補 助金の増
	2 働きやすい就労環境整備事業 農業法人等経営強化支援事業実施要領（令和8年4月1日定め）に基づいて行う事業に要する経費				

	(1) 他産業並みの就労環境改善取組支援事業 (2) 就労環境整備・改善事業	1 / 2 以内 10 / 10 以内 (間接補助事業に係る補助対象経費の 1 / 3 の額を上限とする。)	市町村 市町村		
4 農業外国人材「育成就労制度」体制構築事業	1 海外教育機関等連携体制拡大事業 農業外国人材「育成就労制度」体制構築事業実施要領（令和 8 年 4 月 1 日定め）に基づいて行う海外教育機関等連携体制拡大事業に要する経費	1 / 2 以内	農業法人等		1 事業の新設又は廃止
	2 外国人材育成体制構築事業 農業外国人材「育成就労制度」体制構築事業実施要領（令和 8 年 4 月 1 日定め）に基づいて行う外国人材育成体制構築事業に要する経費	1 / 2 以内	農業法人等		2 事業費の 3 割を超える増減又は補助金の増
	3 外国人材確保・育成推進事業 農業外国人材「育成就労制度」体制構築事業実施要領（令和 8 年 4 月 1 日定め）に基づいて行う外国人材確保・育成推進事業に要する経費	1 / 2 以内	みやざき農業人材確保支援会議		
5 みやざき農業中核人材育成事業	1 青年・女性農業者育成強化事業 (1) 青年・女性農業者組織による学修活動やネットワークづくりの支援 ア 青年農業者による自主的な学修や交流に要する経費 イ 女性が変わる未来の農業推進事業実施要綱（平成30年 3 月 30 日 29 経営第 3550 号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行う青年・女性農業者育成強化事業に要する経費	定額	ア 宮崎県 S A P 会議連合 イ 女性が 5 名以上属する協議会、宮崎県農山漁村女性会議		事業の追加又は廃止
	(2) ブラジル派遣及び受入研修 ア 本県農業青年等がブラジルに渡航するための経費及び渡航の準備に要する経費	1 / 2 以内	ブラジル派遣研修生		

	イ ブラジルの農業青年等が宮崎県に渡航するための経費及び渡航の準備に要する経費	1 / 2 以内	ブラジル宮崎県人会		事業の追加又は廃止
	2 新規就農者育成支援強化事業 新規就農者育成支援コーディネーターの設置に要する経費	定額	公益社団法人宮崎県農業振興公社		
6 最適土地利用 総合対策モデル 構築支援事業	1 農地利用推進事業 農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）実施要領（4農振第3520号 令和5年4月1日付け農林水産省農村振興局長通知）に基づいて行う土地利用構想策定のための話し合い、実証、粗放的利用支援に要する経費	定額	市町村		1 事業費の3割を超える増減又は補助金の増
	2 農地利用整備事業 農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）実施要領（4農振第3520号 令和5年4月1日付け農林水産省農村振興局長通知）に基づいて行う農用地保全のための基盤整備等に要する経費	5.5/10以内	市町村		2 事業実施主体又は事業実施期間の変更 3 事業の変更又は廃止
7 集落営農活性化プロジェクト 促進事業	1 集落営農活性化助成事業 集落営農活性化プロジェクト促進事業実施要綱（令和4年3月30日付け3 経営第3156号農林水産事務次官依命通知）又は集落営農連携促進等事業実施要綱（令和7年3月31日付け6経営第3212号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行う助成事業に要する経費	10/10以内 （間接補助事業に係る補助対象経費の定額又は1/2の額を上限とする。）	市町村		1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の3割を

	2 集落営農活性化サポート事業 集落営農活性化プロジェクト促進事業実施要綱又は集落営農連携促進等事業実施要綱(令和7年3月31日付け6経営第3212号農林水産事務次官依命通知)に基づいて行うサポート事業に要する経費	10/10以内 (間接補助事業に係る補助対象経費の定額とする。)	市町村		超える増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の3割を超える減
8 新規就農者確保総合対策事業	1 研修体制整備支援事業 研修体制整備支援事業実施要領(令和7年4月1日定め)に基づいて行う果樹・花き・土地利用型品目の研修体制の整備に要する経費	1/3以内	農業協同組合、市町村、農地所有適格法人、3戸以上の農業者等で組織する団体その他知事が支援の対象とすることが適当と認める農業団体		1 事業の追加又は廃止
	2 新規就農者誘致促進事業 新規就農者誘致促進事業実施要領(令和7年4月1日定め)に基づいて行う新規就農者を誘致するための就農地を事前に確保する取組に要する経費	定額	農業協同組合、市町村、農地所有適格法人、3戸以上の農業者等で組織する団体その他知事が支援の対象とすることが適当と認める農業団体		2 補助対象経費の3割を超える増減
9 農水産業の新規就業者経営安定緊急対策事業	1 新規就業給付金事業 (1) 資金交付 物価高騰や資材費高騰の影響を強く受ける農業研修生や新規就農者に対し、経費増加相当額の交付を行うために要する経費 (2) 推進事務費 ①の資金交付に要する事務局経費	10/10以内 (間接補助事業に係る補助対象経費の定額(上限50万円)とする。) 定額	公益社団法人宮崎県農業振興公社 公益社団法人宮崎県農業振興公社		1 事業の追加又は廃止 2 補助対象経費の3割を超える増減又は補助金の増

	2 新規就農経営発展事業 経営開始時に掲げた所得目標を達成するなど、経営発展を目指す10年以内の新規就農者が行う設備投資に要する経費	1 / 2 以内	国の新規就農者育成総合対策のうち、経営発展事業等を活用する者 新規就農時に作成した「青年等就農計画」等に記載した所得目標を直近の農業所得が概ね超えている者	
--	---	----------	--	--

別記
様式第1号（第6条、第12条関係）

事業計画（実績）書

1 事業の目的（成果）

2 事業の内容

事業実施 主 体 名	区 分	事 業 概 要	事業費	負 担 区 分			備 考
				補助金	市町村費	その他	
			円	円	円	円	
合 計							

(注) 1 「事業費」「負担区分」の欄について、補助率が複数ある場合は、補助率ごとに区分して記入し、補助率を備考欄に記入すること。

2 備考欄には、事業ごと、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち県費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計の備考欄に合計額（「除税額〇〇円 うち県費〇〇円」）を記入すること。

3 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

3 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A) + (B) + (C)	事業に要する経費 (又は要した経費) (A) + (B)	負 担 区 分			備 考
			県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	
	円	円	円	円	円	
合 計						

4 事業完了予定（又は完了）年月日

年 月 日

収支予算（精算）書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減	摘要
補 助 金	円	円	円	
市町村費				
そ の 他				
合 計				

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減	摘要
〇〇〇〇事業	円	円	円	
合 計				

※精算額の明細がわかる資料を添付すること。

特別徴収実施確認・開始誓約書

年 月 日

所在地（住所）
法人名（屋号）
代表者職氏名

チェック欄（いずれかに該当する項目□にチェックを入れてください。）

1 領収証書の写し添付

- 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。
→ 6 か月以内の領収証書の写しを添付してください。

6 か月以内の領収証書の写しを添付してください。

2 添付する領収証書の写しがない場合等

(1) 特別徴収実施確認

- 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。 → 確認印を受けてください。

上記市町村の特別徴収義務者指定番号：

※各事業所で事前に記入しておいてください。

(2) 特別徴収義務がない

- 当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。
→ 確認印を受けてください。

(3) 開始誓約

- 当事業所は、 年 月から、従業員等の個人住民税について、特別徴収を開始することを誓約します。
つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社（者）あてに送付してください。 → 確認印を受けてください。

市（町・村）確認印

番 号
年 月 日

誓 約 書

宮崎県知事 殿

住 所
氏 名
(法人にあってはその名称及び代表者の職氏名)
生年月日 年 月 日 (性別)

私は、〇〇年度宮崎県農業経営支援事業費補助金のうち、（ ）の交付申請に当たり、
次の事項について誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

☐ 自己及び本事業の実施団体の構成員等は、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

（注）（ ）内には、補助金割当内示の際に示された事業名等を記入すること。

様式第 5 号（第 10 条関係）

〇〇年度宮崎県農業経営支援事業費補助金（ ）変更承認申請書

番 号
年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
事業主体の長
又は代表者職氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった宮崎県農業経営支援事業費補助金（ ）について、下記のとおり変更したいので、宮崎県農業経営支援事業費補助金交付要綱第 10 条の規定により申請する。

記

1 変更の理由

2 変更計画の内容

別記様式第 1 号に準じ、変更前の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対象できるように変更部分を二段書として、変更前を括弧書で上段に記載すること。

3 変更収支予算書

上記 2 に準じて作成すること。
ただし、補助金の額が増額する場合は、件名の「農業経営支援事業費補助金変更承認申請書」を「農業経営支援事業費補助金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、農業経営支援事業費補助金交付要綱第 10 条の規定により申請する。」を「下記のとおり変更したいので、農業経営支援事業費補助金交付要綱により、補助金〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。

（注）（ ）内には、補助金割当内示の際に示された事業名等を記入すること。

様式第 6 号（第 11 条関係）

概 算 払 請 求 書
宮崎県農業経営支援事業費補助金（ ）

番 号
年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
事業主体の長
又は代表者職氏名

〇〇年度宮崎県農業経営支援事業費補助金のうち、（ ）については、下記のとおり〇〇円請求します。

（注）（ ）内には、補助金割当内示の際に示された事業名等を記入すること。

記

（単位：円）

区 分	交付決定額	既受領額	今回請求額	残額	備 考
計					

口座振替申出表示	
債権者登録番号	
金 融 機 関 名	
預 金 の 種 類	
口 座 番 号	
口 座 名 義	

担 当 者	
連 絡 先	

番 号
年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
事業主体の長
又は代表者職氏名

〇〇年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった農業経営支援事業費補助金（ ）について、宮崎県農業経営支援事業費補助金交付要綱第 12 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 補助金等の交付に関する規則第 15 条の補助金の額の確定額
(〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る
消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注 1）事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。
（注 2）（ ）内には、補助金割当内示の際に示された事業名等を記入すること。

参考様式 1（規則第 3 条関係）

番 号
年 月 日

宮崎県知事 殿

市町村長 氏 名
又は住 所
事業主体の長
又は代表者職氏名

補助金等交付申請書

宮崎県農業経営支援事業費補助金交付要綱に基づく、〇〇年度宮崎県農業経営支援事業費補助金（ ）については、〇〇円を交付されるよう補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号）第 3 条の規定により、関係書類を添えて申請する。

（注）（ ）内には、補助金割当内示の際に示された事業名等を記入すること。

1 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 納税証明書（県税に未納がないことの証明）
- (4) 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（法人の場合）
- (5) ○ ○

2 本件担当者氏名等

担当者氏名

電 話 番 号

電子メール

参考様式 2

番 号
年 月 日

宮崎県知事 殿

市町村長 氏 名
又は住 所
事業主体の長
又は代表者職氏名

〇〇年度補助事業実績報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け（文書番号）で交付決定のあった（ ）については、補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号）第 14 条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告する。

（注）（ ）内には、補助金割当内示の際に示された事業名等を記入すること。

添付書類

- 1 事業実績書
- 2 収支精算書
- 3 ○ ○